

見附市告示第24号

見附市新エネルギー導入促進事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和5年3月22日

見附市長 稲田 亮

見附市新エネルギー導入促進事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱  
見附市新エネルギー導入促進事業補助金交付要綱（平成21年見附市告示第88号）の一部を次のように改正する

第2条中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、第6号を第5号とし、同条に次の1号を加える。

- (6) 電気自動車等充給電設備（V2H） 住宅に設置し、電気自動車（EV）又はプラグインハイブリッド自動車（PHV）と住宅の間で相互に電力を供給でき、太陽光発電システムと連結する設備をいう。

第3条第4号に次のただし書を加える。

ただし、前条第6号に掲げる設備については、この限りでない。

第4条中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、同条に次の1号を加える。

- (5) 電気自動車等充給電設備（V2H） V2H充放電設備本体、部材及び設置工事に係る費用の3分の1に相当する額とし、10万円を限度とする。

第7条第1項に次のただし書を加える。

ただし、第2条第6号に掲げる設備については、この限りでない。

様式第1号を次のように改める。

様式第1号（第5条関係）

見附市新エネルギー導入促進事業補助金交付申請書

年 月 日

（宛先）見附市長

申請者 住 所

氏 名

（※）本人が手書きしない場合は、記名押印してください。

電 話

見附市新エネルギー導入促進事業補助金交付要綱第5条の規定により、新エネルギー導入促進事業補助金の交付を申請します。

1 事業内容

太陽光発電	7万円/KW×	KW =	円（限度額28万円）
エネファーム	経費	円×1/3=	円（限度額20万円）
ペレットストーブ	経費	円×1/3=	円（限度額5万円）
定置型蓄電池	経費	円×1/3=	円（限度額10万円）
電気自動車等充電設備（V2H）	経費	円×1/3=	円（限度額10万円）

2 補助事業に要する経費 円

3 補助金交付申請額 円（1,000円未満切捨て）

4 補助事業の期間

- (1) 着手予定日 年 月 日  
(2) 完了予定日 年 月 日

5 添付書類

- (1) 対象システムの設置工事に要する費用の見積書、及び、内訳書の写し
- (2) 対象システムの形状、規格等が確認できるカタログ、仕様書等の写し
- (3) 対象設備の設置位置が確認できる配置図、平面図等
- (4) 対象システムを設置する位置図
- (5) 対象システムの工事着手前の現況写真（設置予定箇所及び家屋全体）
- (6) その他、市長が必要と認める書類

様式第3号を次のように改める。

様式第3号（第5条関係）

見附市新エネルギー導入促進事業補助金実績報告書

年 月 日

（宛先）見附市長

報告者 住 所  
氏 名

（※）本人が手書きしない場合は、記名押印してください。

電 話

年 月 日付け第 号で補助金交付決定のあった事業が完了したので、  
次のとおり報告します。

- 1 事業内容 システム
- 2 補助事業に要した経費 円
- 3 補助金交付決定額 円  
(1,000円未満切捨て)
- 4 補助事業に要した期間
- (1) 着手日 年 月 日
- (2) 完了日 年 月 日

- 5 添付書類
- (1) 設置工事に要した費用の領収書及び内訳書の写し
- (2) 対象設備及び設置状態がわかる写真
- (3) その他、市長が必要と認める書類

6 補助金振込先

請求金額	円		
金融機関名		支店名	
口座種別	普通 ・ 当座	口座番号	
口座名義人		口座名義人フリガナ	

※通帳の口座番号等振込先情報が分かる部分の写しを添付してください。

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

### (経過措置)

- 2 この要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に受理する申請について適用し、この要綱の施行の前日に受理された申請については、なお従前の例による。